

第 2 7 号議案

加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例制定の件

加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

加東市病院事業使用料及び手数料条例（平成 1 8 年加東市条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前						改 正 後					
別表第 1（第 3 条関係）						別表第 1（第 3 条関係）					
検査項目	料金					検査項目	料金				
	人間ドック	生活習慣 病予防健 診	婦人が ん検診	脳ドック	内臓脂肪検診		人間ドック	生活習慣 病予防健 診	婦人が ん検診	脳ドック	内臓脂 肪検診

基準検査	[略]	[略]	[略]	5,000円
選 択 検 査	[略]	[略]	[略]	
脳検査(頭 部MRI・ 脳血管MR A)	20,000円	20,000円		
[略]	[略]	[略]		

基準検査	[略]	[略]	[略]	5,035,000円
選 択 検 査	[略]	[略]	[略]	
脳検査(頭 部MRI・ 脳血管MR A)	20,000円	20,000円		
全身がんM RI検査	30,000円	30,000円		
[略]	[略]	[略]		

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第27号議案 要旨

加東市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

人間ドック等において全身がんMRI検査を実施するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

人間ドック等に係る検査項目及び料金を改めること。（別表第1関係）

- (1) 検査項目に全身がんMRI検診を加え、基準検査の料金を35,000円とする。
- (2) 人間ドック及び生活習慣病予防健診の選択検査に全身がんMRI検査を加え、料金を30,000円とする。

3 施行期日 令和8年4月1日